

平成 28 年 2 月 18 日  
危険物保安技術協会  
業務部 業務課

「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」等の改正について

時下、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の業務運営に関しましては、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、当協会では、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物を収納し、運搬の用に供する容器として用いられるガソリン携行缶について、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 43 条第 4 項第 1 号に定める性能を有することの確認を、「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」により、ガソリン携行缶の性能試験等による試験確認を実施していますが、当協会のホームページでもお知らせしております[「ガソリン携行缶（輸入品）の不具合について」](#)と同様の不具合事案を未然に防ぐため、個別試験方式に係る手続き等の内容を中心に業務規程を見直しました。

その他、申請者又は当協会の行う手続きをより明確にする目的で規程文の全般及び申請等に係る様式を見直し、「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」及び「ガソリン携行缶の試験確認基準」（以下「新規規程等」という。）を改正し、平成 28 年 2 月 15 日から施行しましたのでお知らせします。

新規規程等の全文につきましては、下記によりダウンロードできますので、ご活用ください。

[「ガソリン携行缶の試験確認に係る業務規程」](#)

[「ガソリン携行缶の試験確認基準」](#)